

# 高知大学 かつら寮 寮則

## 第1章 総則

### 第1条（所在及び名称）

本寮は、高知市曙町1丁目16番地1号に所在し、高知大学かつら寮とする。

### 第2条（目的）

本寮は、自治の精神に基づく寮生活を営み、健全で、豊かな学生生活を送る事を目的とする。

### 第3条（規律）

本寮は、本則に従って寮内の秩序風紀の維持に努めるものとする。

### 第4条（自治運営）

本寮は、自治寮であって、その運営は寮生の自治によって行なわれる。

### 第5条（準拠）

本寮の設定は、本学の所規則に基づくものである。

### 第6条（運営機関）

本寮の運営を円滑にならしめるために次の機関を置く。

1. 寮生集会
2. 役員会
3. 一回生集会
4. その他機関

## 第2章 機関

### 第1節 寮生集会

#### 第7条

寮生集会は、全寮生によって構成され、寮運営に関する最高決議機関とする。

#### 第8条（報告）

1. 報告は連絡ツール上で寮費徴収の翌日に行うものとする。
2. 寮母による諸注意及び役員会による諸連絡を寮長が行う。

### 第2節 役員会

#### 第9条（任務）

役員会は寮生集会の代行機関とし、寮全体的な運営にあたる。

#### 第10条（構成）

役員会は原則として5名以上の役員によって構成される。

1. 寮長
2. 副寮長
3. 実務
4. 会計
5. 炊事
6. 厚生

#### 第11条（役員の任務）

1. 寮長
  - ①寮長は寮の代表をする。
  - ②寮長は本寮の運営を統括する。
  - ③寮長は前の①及び②に挙げるものの他、本則に定める職務を行なう。
2. 副寮長
  - ①副寮長は寮長を補佐し、寮長不在の時にはその任務を代行する。

### 3. 実務

①実務は物品管理を行う。

### 4. 会計

①会計は寮費の振込確認及び公共料金等の支払いを行う。

②会計は会計報告を定期的に行なう。ただし、寮生の要求があった場合はこれを提示しなければならない。

### 5. 炊事

①炊事は寮生の主な食生活の管理にあたり、その向上に努める。

### 6. 厚生

①厚生は寮内の清掃美化ならびに寮生の健康保持の増進に努める。

第12条（役員の選出・当選基準）役員は立候補によって選出される。

第13条（役員の任期）

役員の任期は6ヶ月とし、前期は12月～5月、後期は6月～11月までとする。ただし、役員の変更にかかわらず本寮は存続する。

## 第3節 一年生集会

第14条

一年生集会は、役員及び一年生によって構成され、一年生に寮生活における注意点を伝達する機関とする。

第15条（議事）

1. 役員及び一年生は一年生集会に出席するものとする。ただし、やむを得ず欠席する場合は、寮長に届け出て承認を得る。
2. 一年生集会の議事は出席した寮生の3分の2以上をもって決する。ただし寮則に特別の定めがある場合はこの限りではない。
3. 議会内容については、寮生集会による報告を参照とする。

## 第4節 その他機関

第16条（設置の提案）

その他機関設置の提案は寮生集会にて、設置理由、機関構成、期間及び提案者を記し、掲示しなければならない。ただし、各種実行委員会はこの限りではない。

第17条（設置条件）

その他機関設置については、寮生の発議により寮生集会において出席した寮生に3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第3章 寮則の改正

第18条（改正の提案）

寮則改正の提案は、寮生集会及び通絡ツールで改正提案の各項理由及び提案者を記し、掲示しなければならない。

第19条（成立条件）

寮則の改正は、寮生の発議により寮生集会に出席した寮生の3分の2以上の賛成を必要とする。

第20条（提示）

寮則の改正が承認された時は、寮長は速やかに改正理由を提示するものとする。

## 附則

この寮則は令和6年5月21日一部改正し、令和6年5月22日から執行する。